

## 「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定 に関する調査研究について

### 1. 趣旨

「生活者としての外国人」のための日本語教育の標準的なカリキュラム案改定の前提として、主に現在の標準的なカリキュラム案に収録された「生活上の行為の事例」の見直し、「生活者としての外国人」のための日本語教育の内容に関する文献調査、日本語教育実施機関への実態調査等を行い、改定作業のための基礎資料を収集する。

※本調査研究は、令和2年度日本語教育総合調査―「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」の改定のための基礎調査及び Can do 作成業務―として実施

### 2. 実施期間

令和2年11月～令和3年3月

### 3. 内容

#### (1) 有識者会議における検討

#### (2) 現行の標準的なカリキュラム案の生活上の行為の事例の見直し

- ・「標準的なカリキュラム案」を活用して作成された教材（約300点）の分析（平成24～令和元年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業活用）
- ・実施団体へのヒアリング（5件程度）
- ・教材の分析と実施団体へのヒアリングを通じて、現行の生活上の行為の事例の見直しを実施。また、「標準的なカリキュラム案」についての課題等も収集予定。

#### (3) 実態調査

「生活上の行為の事例」を絞り込むことを目的として実施している。

※資料3を参照（2月14日時点のデータを集計（回答数366））

○現在の回答件数（2月15日時点）

合計460

（日本語91、英語115、中国語122、韓国語16、ベトナム語35、タイ語6、フィリピン語6、ポルトガル語26、ネパール語6、インドネシア語18、ミャンマー語0、スペイン語19）

#### (4) 標準的なカリキュラム案の「生活上の行為の事例」に基づく Can do 等作成

「標準的なカリキュラム案」の「生活上の行為の事例の整理 (P121~154)」(約 1,300 項目)のうち、以下の項目を除く約 800 項目の Can do 等を作成。

- ・「日本語教育の参照枠」一次報告に収録された「標準的なカリキュラム案 Can do」(試案)と重複する項目
- ・「V子育て・教育を行う」「VI働く」に関する項目

具体的な手順は以下の通り。

- ・作業に当たる「生活者としての外国人」に対する日本語教育経験のある日本語教師に対し、トレーニングの実施
- ・全項目について「日本語教育の参照枠」一次報告を参考にレベル付け(仮)
- ・Can do 作成
- ・学習項目の要素(場面、やり取りの例等)作成
- ・相互確認  
(レベル付け及び言語活動のカテゴリーの妥当性、記述の分かりやすさ等)

※「V子育て・教育を行う」「VI働く」に関する Can do 作成は令和4年度に取り組む予定。

#### (5) 今後の検討項目

- ・作成した Can do 約 800 項目を、実態調査の結果(生活の中での遭遇頻度、日本語での達成状況、できるようになりたいか等の希望、日本語能力の自己評価)をもとに分類・分析を行う。

以上